



三重県公報

県 章

昭和61年10月22日 水曜日 号 外

目 次

告 示

- | | |
|----------------------|------------|
| ○ 農政関係補助金等交付要綱の一部改正 | (農 政 課) 1 |
| ○ 経済園芸関係補助金等交付要綱 | (経済園芸課) 7 |
| ○ 普及農産関係補助金等交付要綱 | (普及農産課) 19 |
| ○ 畜産関係補助金等交付要綱の一部改正 | (畜 産 課) 23 |
| ○ 耕地関係事業補助金交付要綱の一部改正 | (耕 地 課) 26 |

告 示

三重県告示第516号

農政関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和61年10月22日

三重県知事 田 川 亮 三

農政関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農政関係補助金等交付要綱(昭和51年三重県告示第204号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表」を「別表1」に改める。

第2条を次のように改める。

(財産処分の制限)

第2条 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、別表2のとおりとし、当該機械及び重要な器具について同項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間は、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

別表第1号の項(D)の欄中「10分の10以内」を「10/10以内」に改め、同表第2号の項(D)欄中「2分の1以内」を「 $\frac{1}{2}$ 以内」に、「10分の10以内」を「10/10以内」に改め、同表第3号の項を削り、同表第4号の項(D)の欄中「2分の1以内」を「 $\frac{1}{2}$ 以内」に改め、同項を同表第3号の項とする。

別表第5号の項から第15号の項までを削り、同表第16号の項(D)の欄中「定め

る」を「定める。」に改め、同項を同表第4号の項とする。
別表第4号の項の次に次のように加える。

5	農林業地域改善対策事業費補助金	農林業地域改善対策事業の推進を図る。	市町村が、農林業地域改善対策事業実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、森林組合、生産森林組合又は農林家で組織する団体等が、同実施要領に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 農林業生産基盤整備事業 (2) 農林業近代化施設整備事業 (3) 地域改善対策農林業団地特別整備事業 (4) 特認事業	3/4以内。 ただし、農林業近代化施設整備事業のうち、共同作業所を設置するために必要な用地の取得に要する経費については1/2以内とする。	市町村
6	農林業同和対策事業費補助金	農林業同和対策事業の推進を図る。	市町村が、知事が別に定める実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、森林組合又は農林家で組織する団体等が、同実施要領に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 農林業生産基盤整備事業 (2) 農林業近代化施設整備事業 (3) 同和対策農林業団地等特別整備事業 (4) 特認事業	3/4以内。 ただし、農林業近代化施設整備事業のうち、共同作業所を設置するために必要な用地の取得に要する経費については1/2以内とする。	市町村
7	同和対策営農相談補助員設置事業費補助金	農林業経営の改善に資するため営農相談補助員を設置し、相談活動の推進を図る。	市町村が、同和対策営農相談補助員設置要領に基づいて営農相談補助員を設置するに要する経費	1/2以内	市町村
8	同和地区営農集団経営管理特別研修事業費補助金	営農集団の健全な育成を図る。	市町村が、知事が別に定める同和地区営農集団経営管理特別研修事業実施要領に基づき、営農集団を対象に経営管理に関する特別研修を実施するに要する経費	1/2以内	市町村

9	農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金	農業経営基盤強化措置特別会計の事務の円滑な推進を図る。	1 市町村が行う対価等徴収事務（農地法（昭和27年法律第229号）及び農地法施行法（昭和27年法律第230号）の規定による土地、立木、工作物、権利等の売渡しの対価その他賃貸料等の徴収に関する事務をいう。）に要する経費 2 市町村が行う国有農地等管理事務（農地法及び農地法施行法の規定による国有農地等の管理及び処分に関する事務をいう。）に要する経費 3 自作農財産の維持、保存等に関する特別な事務に要する経費 4 三重県農業会議が行う未墾地の買収・売渡しに関する審議に要する経費	別に定める。 別に定める。 別に定める。 別に定める。	市町村 市町村 市町村 三重県農業会議
10	農地保有合理化促進事業費補助金	農地保有合理化促進事業の強力な推進を図る。	1 農地保有合理化促進事業業務費 (1) 一般農用地等売買貸借業務費 三重県農業開発公社が農地保有の合理化のため行う農地（開発して農地とすることが適当な土地を含む。）、採草放牧地農業施設用地等（以下「農用地等」という。）の売買業務等に要する次の経費 イ 買入業務費 ロ 売渡業務費 ハ 借入業務費 ニ 貸付業務費 ホ 対価徴収支払業務費 ヘ 小作料徴収支払業務費 ト 公社財産管理費 チ 借入農用地等管理費 (2) 特定業務費 イ 利用増進関係業務費 三重県農業開発公社が行う農用地利用増進関係等業務に要する次の経費 (イ) 利用増進関係事前調整指導業務費 (ロ) 集会的利用権等調整事業業務費 ロ 事業推進業務費	1/10以内	三重県農業開発公社

			県公社が行う事業推進組織整備事業等の実施に要する次の経費 (イ) 事業推進組織整備費 (ロ) 買入水田売渡履行確認調査費 (ハ) 工業導入関係業務費 (ニ) 事業推進業務費 2 農地保有合理化促進事業助成費 三重県農業開発公社が買入れた農用地等の対価の支払い又は借り入れた農用地等の小作料の5～10年分の前払いに要する資金を借入金により調達した場合の当該借入れによる次の経費 (1) 一般農用地等買入資金の借入金の支払利息 (2) 水田等買入資金の借入金の支払利息 (3) 小作料前払資金の借入金の支払利息		
11	農村地域工業導入計画等策定事業費補助金	市町村の農村地域内の工業導入実施計画策定の促進を図る。	市町村が農村地域への工業導入に関する実施計画の策定及び調査検討に要する経費	1/2以内	市町村
12	農村地域工業導入資金融通促進事業費補助金	農村地域工業導入資金融通促進事業の実施により農村地域への工業導入の促進を図る。	市町村等が、農村地域工業導入実施計画において定める工場用地(予定地域を含む。)の取得又は造成に要する農村地域工業導入資金を、農協系統融資機関が貸付けを行つた場合に当該融資の平均残高について、農村地域工業導入資金融通促進事業実施要綱第9の規定に基づく比率により算定した経費	1/10以内	農業協同組合、三重県農業協同組合連合会、三重県農業共済組合連合会又は農林中央金庫
13	農業振興地域整備促進事業費補助金	農業農村整備計画の策定及び農業振興地域整備計画の管理を実施し、その達成を図る。	市町村が行う農業農村整備計画の策定及び農業振興地域整備計画の管理等に要する次の経費 (1) 農業農村整備計画策定費 農業農村整備計画の策定に要する経費 (2) 管理費 市町村農業振興地域整備計画の管理に要する経費	1/2以内	市町村

14	地域農政推進対策事業費補助金	農地の流動化及び地域農業の担い手の育成を進めるため、地域農政推進対策事業の推進を図る。	市町村、三重県農業会議又は三重県農業協同組合中央会が行う次の事業に要する経費 (1) 地域農政推進事業 イ 農用地利用増進推進事業 ロ 地域農業集団等活動促進事業 ハ 農業団体推進事業 (イ) 構造政策推進運動対策事業 (ロ) 地域農業整備促進運動推進事業 (2) 農用地高度利用促進事業 イ 農地流動化奨励金交付事業 ロ 農地銀行活動事業 ハ 農地流動化推進員活動事業	1/2以内 1/2以内 1/10以内 1/10以内 1/2以内 1/2以内	市町村 市町村 三重県農業会議 市町村 市町村 市町村
15	むらづくり推進対策事業費補助金	住民の生きがいと高生産性農業が調和したむらづくりを進めるため、むらづくり推進対策事業の推進を図る。	市町村が行う次の事業に要する経費 (1) 地域農業整備推進活動事業 (2) 地域農業拠点整備事業 イ 事業 (イ) 小規模土地基盤整備事業 (ロ) 農業近代化施設整備事業 (ハ) 集落環境整備事業 (ニ) 特認事業 ロ 市町村附帯事務費 市町村が行う地域農業拠点整備事業の推進等に要する次の経費 (イ) 事業実施指導費 (ロ) 地区協議会開設費 (3) 都市農村交流促進事業 イ 都市農村交流モデル事業 ロ 都市農村交流啓発事業 (4) 豊かなむらづくり推進事業 イ 推進体制整備事業 ロ 組織育成事業 ハ 後継者育成事業 ニ 自然生活環境の維持保全事業	1/2以内	市町村

			ホ 高齢者活動促進事業 ヘ 地域特産品育成事業 ト 文化、芸能、創作伝承事業 チ むらづくり記録保存事業 リ 特認事業		
16	特産産地強化対策事業費補助金	特産産地の育成強化を図る。	特産産地の育成強化を図るため行う次の事業に要する経費 (1) 生産振興計画策定事業 (2) 広域生産組織育成事業 (3) 中核的担い手育成事業 (4) 流通改善事業 (5) 販売促進・啓蒙普及事業	1/2以内 定 額	市町村及び市町村を越える広域協議会

別表第17号の項から第19号の項までを削り、同表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表 2

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項第2号の規定により財産の処分の制限をする機械及び重要な器具
1	ふるさと特産育成施設整備事業費補助金	1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
2	農林業地域改善対策事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
3	農林業同和対策事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
4	むらづくり推進対策事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の農政関係補助金等交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金等から適用する。
- 農業構造改善関係事業補助金等交付要綱（昭和51年三重県告示第87号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 改正前の農政関係補助金等交付要綱及び旧告示の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第517号

経済園芸関係補助金等交付要綱を次のように定める。

昭和61年10月22日

三重県知事 田 川 亮 三

経済園芸関係補助金等交付要綱

（補助金等の名称等）

第1条 三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づく経済園芸関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は交付率は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（財産処分の制限）

第2条 規則第20条第1項ただし書きの規定により財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同省令に定めのない財産については農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、1件当たりの取得金額が50万円以上のものとする。

（証拠書類の保存）

第3条 経済園芸関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

（添付書類等）

第4条 経済園芸関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、昭和61年度分の補助金等から適用する。
- 農蚕園芸関係補助金等交付要綱（昭和50年三重県告示第411号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 旧告示の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

別 表

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の交 付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助率	(E) 補助対象 者
1	地域食品活性化対策事業費補助金	県が定める地域農水産物利用高度化推進計画に即して地域で生産される農水産物の付加価値を高め地域の食品産業の育成を図る。	食品産業振興会及び農林水産業者団体が次の事業を行うのに要する経費並びに農林水産業者団体が行う次の事業について市町村が補助するのに要する経費 (1) 技術向上推進 (2) 人材養成 (3) 情報システム整備 (4) 地域食品安定取引推進 (5) 業種間連携推進	1/2以内	市町村 食品産業振興会 農林水産業者団体 食料品の製造業者団体 小売業者団体 消費者団体
2	地域農水産物利用高度化施設整備事業費補助金	生鮮食料品等の加工利用、需給調整、流通合理化等に必要施設の整備を行い、地域農水産物の利用の高度化を図る。	市町村及び農林水産業者団体が次の事業を行うのに要する経費並びに農林水産業者団体が行う次の事業について市町村が補助するのに要する経費 (1) 加工利用高度化事業 加工利用高度化施設の整備 (2) 地域特産品加工事業 地域特産品加工施設の整備 (3) 原料取引安定化事業 集出荷配送施設、貯蔵施設及び前処理施設の整備 (4) 地域需要改善促進事業 需給調整施設及び加工調整貯蔵施設の整備 (5) 域内流通促進事業 集配拠点施設、処理加工施設及び販売施設の整備	1/2以内	市町村 農林水産業者団体 食料品の製造業者団体 小売業者団体 消費者団体
3	水産物流通合理化対策事業費補助金	県中央卸売市場に関連する水産物流通の合理化と関係業界の体質強化を図る。	水産物流通対策協議会の運営に要する経費	別に定める。	水産物流通対策協議会
4	主要穀物等生産総合振興対策事業費補助金	稲、麦、大豆等の生産振興対策の一環として、地域の実情に応じた総合的な諸条件の整備を図	1 市町村が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、三重県農業開発公社（以下「県公社」という。）、営農集団又は特認団体が行う次の事業につき市町村が補助するのに要する経費		市町村

る。

- (1) 小規模土地基盤整備事業 1/2以内
- (2) 共同利用施設整備事業 1/2以内
(有苗施設及びその附帯施設については1/10以内)
- (3) 集団営農用機械整備事業 1/2以内
- (4) 地力増進対策事業
イ 地力増強対策事業 1/2以内
(堆きゅう肥生産施設及びその附帯施設については、1/2以内)
- ロ 不良土壌改善対策事業 1/2以内
- (5) 米麦等大規模乾燥施設等整備事業 1/2以内
イ 米麦大規模乾燥施設整備事業 1/2以内
ロ 大豆大規模乾燥施設整備事業 1/2以内
ハ その他大規模乾燥施設整備事業
(イ) 有機物供給センターの整備 1/2以内
(ロ) 床土供給センターの整備 1/2以内
(ハ) 共同育苗施設の整備 1/10以内
- (6) 米麦品質向上物流合理化事業 1/2以内
イ 麦類ばら調整保管出荷施設特別整備事業
ロ 麦類共同調整集約化促進事業
- (7) 畑作総合改善事業 1/2以内
(小規模土地基盤整備事業及び共同利用施設整備事業のうち、集出荷・貯蔵施設及びその附帯施設

			(8) 特認事業 2 市町村が1の事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討に要する経費(土地条件の整備に関する事業又は機械施設の導入に関する事業に係るものに限る。)	1/2以内 1/2以内 1/2以内	市町村
5	新地域農業生産総合振興農業団体推進指導費補助金	農業団体における、新地域農業生産総合振興対策の円滑な推進を図る。	主要農作物等の生産振興を図るため、農業団体が行う推進協議会の開催、農業協同組合に対する濃密指導、その他事業の総合的な推進指導に要する経費	1/2以内	三重県農業協同組合中央会
6	新地域農業生産総合振興市町村推進指導費補助金	市町村における、新地域農業生産総合振興対策の円滑な推進を図る。	主要農作物等の生産振興を図るため、市町村が行う次の事業に要する経費 (1) 推進協議会の開催、現地調査、計画書の作成、その他市町村振興計画の策定・見直し事業 (2) 推進会議の開催、作付計画の樹立、技術研修会の開催、その他主要農作物の振興対策の推進指導事業 (3) 農家営農等調査、現地指導、農作業受委託等の促進、その他生産集団の育成対策推進指導事業 (4) 実証展示はの管理、資料の作成、検討会の開催その他主要農作物の生産性向上技術実証展示はの設置事業	1/2以内	市町村
7	新規作物実験導入事業費補助金	実験はの設置等を行い、新規作物の導入を図る。	地域の特産として、新たに導入が見込まれる農産物について、実験はの設置及び導入の推進に関する会議、調査等に要する経費	1/2以内	市町村
8	かんきつ産地再編特別対策事業費補助金	うんしゅうみかんの生産調整及びかんきつ産地の条件整備を図る。	1 市町村又は農業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費、農業協同組合又は農業者の組織する団体が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) うんしゅうみかん園転換事業	別に定める。	市町村 農業協同組合連合会

			(2) 生産施設等整備事業 小規模土地基盤整備 防除及びかん水施設の整備 (3) 特認事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内	
9	落葉果樹産地整備事業費補助金	落葉果樹産地における生産の省力化、品質の向上、集出荷の合理化等を行い、産地の振興を図る。	1 農業協同組合又は農業者の組織する団体が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 生産施設等整備事業 (2) 流通施設整備事業 (3) 特認施設整備事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 (1)の整備事業については、1/2以内) 1/2以内	市町村
10	中核産地整備対策事業費補助金	花きの新産地又は既存の中核産地を整備し、生産出荷体制の確立を図る。	1 農業協同組合又は営農集団が設置する次の施設等の整備につき市町村が補助するに要する経費 (1) 土地基盤 (2) 新技術実証指導は (3) 育苗施設 (4) 集出荷施設 (5) 有機物製造施設 (6) 用土調整施設 (7) 球根調整処理施設 (8) 球根乾燥貯蔵施設 (9) 植込機及び掘取機 (10) (2)から(9)までの附帯施設 (11) 特認施設 2 市町村附帯事務費	1/2以内 (1)及び(2)については、1/2以内) 1/2以内	市町村
11	基幹施設整備対策事業費補助金	既存の花き産地において施設の整備を行い、共通販路体制の確立を図る。	1 市町村が設置する次の施設に要する経費及び農業協同組合、又は営農集団が設置する次の施設につき市町村が補助するに要する経費 (1) 原種苗生産施設の整備 (2) 集出荷施設の整備 (3) 消費地共同販売施設の整備 (4) (1)～(3)までの附帯施設の整備 (5) 特認施設の整備 2 市町村附帯事務費	1/2以内 (1)については、1/2以内) 1/2以内	市町村
12	省エネルギーモデル対策事業費補助金	自然エネルギー等を活用した新技術の導入を行い、花きのモデル団地の造成を	1 市町村が設置する次の施設等に要する経費及び農業協同組合又は営農集団が設置する次の施設等につき市町村が補助するに要する経費 (1) 共同育苗施設の整備	1/2以内 (6)については、1/2以内) 1/2以内	市町村

		図る。	(2) 花き栽培共同施設の整備 (3) 鉢物省力搬送施設の整備 (4) 冷蔵施設の整備 (5) 管理室及び出荷施設の整備 (6) 地熱水等利用施設の整備 (7) (1)～(6)の附帯施設の整備 (8) 用地の整備等 (9) 特認施設の整備 2 市町村附帯事務費	1/2以内	
13	野菜指定産地整備型事業費補助金	野菜指定産地の生産及び出荷体制の整備及び近代化を図る。	1 市町村又は農業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 土地基盤整備事業 イ 近代化事業 ロ 整備事業 (2) 機械施設等の整備事業 イ 近代化事業 ロ 整備事業 2 市町村附帯事務費	別に定める。 1/2以内 別に定める。 1/2以内	市町村 農業協同組合連合会
14	施設野菜省エネルギーモデル団地設置事業費補助金	省エネルギーモデル団地を設置し、施設野菜に用いる石油エネルギーの節減を図る。	1 市町村が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 省エネルギー団地の新設事業 (2) 省エネルギー団地への改造事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 1/10以内 1/2以内	市町村
15	野菜作柄安定総合特別対策事業費補助金	野菜生産に必要な条件の整備を行い、作柄の安定化を図る。	1 市町村又は農業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 土地基盤整備事業 (2) 機械施設整備事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 1/2以内 (堆肥等製造機械施設については、1/2以内) 1/2以内	市町村 農業協同組合連合会

16	地場野菜生産団地育成事業費補助金	地方都市及びその周辺地域における野菜の生産振興及び流通改善を図る。	1 市町村又は農業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 土地基盤整備事業 (2) 機械施設等整備事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 1/2以内 1/2以内	市町村 農業協同組合連合会
17	特産営農団地整備事業費補助金	茶の生産及び加工処理の合理化及び省力化を図る。	1 市町村が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 小規模土地基盤及び防霜施設整備事業 (2) 共同利用機械施設、集出荷施設及び流通施設整備事業 2 市町村附帯事務費	1/2以内 1/2以内 1/2以内	市町村
18	果樹母樹園設置事業費補助金	品種又は系統が純正で、かつ、無病健全な果樹の穂木の確保を図る。	市町村が行う果樹母樹園の設置に要する経費	別に定める。	市町村
19	ぶどう育苗ほ設置事業費補助金	青蓮寺地区のぶどうの植栽計画を達成するため、育苗ほを設置し、植栽の円滑な促進を図る。	農業協同組合又は営農集団が行うぶどう種苗ほの設置につき、市町村が補助するに要する経費	1/2以内	市町村
20	特産果樹産地育成モデル事業費補助金	地域特産果樹産地を育成し、県内市場への供給率の向上を図る。	農業協同組合又は営農集団が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 組織育成事業 (2) 生産流通施設等整備事業 イ 集団営農用施設の整備 ロ 防除施設の整備 ハ 有機物供給施設の整備 ニ 集出荷施設の整備	1/2以内 1/2以内	市町村
21	みかん需給安定緊急特別対策事業費補助金	みかんの総合的な需給安定対策を講じ、みかん農業の安定化を図る。	農業協同組合又は三重県経済農業協同組合連合会が行う次の事業につき三重県果実生産出荷安定基金協会が事業交付金として交付するに要する経費 (1) 天然貯蔵調査事業	1/2以内	三重県果実生産出荷安定基金協会

			(2) 優良品種普及事業 (3) うんしゅうみかん消費拡大対策事業	1/2以内 1/2以内	
22	果実生産出荷安定基金造成事業費補助金	うんしゅうみかんの転換促進等の生産安定対策及び計画的な出荷、加工の促進等の需給安定対策を実施するため、基金の造成を図る。	三重県果実生産出荷安定基金協会が行う次の事業に充当するための基金の造成に要する経費 (1) みかん転換農家経営維持安定資金等利子補給事業 (2) 計画生産出荷促進事業 (3) 加工原料用果実価格安定対策事業	1/2以内 1/2以内 1/2以内	三重県果実生産出荷安定基金協会
23	花き優良種苗確保モデル事業費補助金	花きの産地等において優良種苗の確保及び近代化施設の整備を実施し、産地の拡充を図る。	市町村が行う次の事業に要する経費及び農業協同組合又は農業者団体が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 近代化施設設置事業 (1) 育苗用温室の設置 (2) 防除施設の整備 (3) 集出荷施設の整備	1/2以内	市町村
24	三重県花植木振興会運営費補助金	花植木生産の振興を推進するため、品評会の開催等を通じ生産技術の改善と消費の拡大を図る。	三重県花植木振興会が行う品評会の開催等の事業に要する経費	別に定める。	三重県花植木振興会
25	花き花木生産流通調査事業費補助金	花き花木の生産から流通に至る実態調査を実施し、花き花木農業の振興を図る。	農業者団体が行う実態調査に要する経費	1/2以内	農業者団体
26	野菜価格安定対策費補助金	指定野菜の価格補てんに必要な基金を造成し、野菜農家の経営安定及び野菜供給の安定を図る。	野菜供給安定基金が価格補てんのための資金を造成するに要する経費	1/2	野菜供給安定基金
27	特定野菜価格安定対策費補助金	指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)の価格補てんを行う	三重県青果物価格安定基金協会が価格補てんのための資金を造成するに要する経費	1/2	社団法人三重県青果物価格安定基金

		うことにより、農家経営の安定及び野菜供給の安定を図る。			協会
28	青果物価格安定対策費補助金	国の制度基準に満たない産地を対象に野菜の価格補てんを行うことにより、産地の育成と県内自給率の向上を図る。	三重県青果物価格安定基金協会が価格補てんのための資金を造成するに要する経費	別に定める。	社団法人三重県青果物価格安定基金協会
29	野菜ミニ産地育成対策事業費補助金	契約栽培により産地を育成し、県内自給率の向上を図る。	1 契約栽培等の推進に要する経費 2 農業協同組合又は営農集団が行う野菜生産のための条件整備に要する経費につき市町村が補助するに要する経費	1/2以内 1/2以内	三重県野菜振興協会 市町村
30	特産野菜モデル施設設置事業費補助金	国営農地開発事業青蓮寺地区において特産野菜の定着化を図る。	農業協同組合又は営農集団が行うグリーンアスパラガスの半促成栽培施設等の設置に要する経費につき市町村が補助するに要する経費	1/2以内	市町村
31	三重県茶業振興大会開催事業費補助金	県内で生産される茶の特質を明らかにし、消費者の求める伊勢茶の生産振興を図る。	茶品評会、意見交換会等総合的な振興大会を開催するに要する経費	1/2以内	三重県茶業会議所
32	高品質伊勢茶生産対策事業費補助金	高品質伊勢茶生産体制の整備と伊勢茶の品質の向上を図る。	1 茶業組合が行う伊勢茶生産指定茶園の管理に要する経費につき市町村が補助するに要する経費 2 伊勢茶生産指定茶園の指導及び研修会等の開催に要する経費	1/2以内 1/2以内	市町村 三重県茶業会議所
33	伊勢茶販路拡大対策事業費補助金	伊勢茶の銘柄の高揚及び販路の拡大を図る。	伊勢茶の消費宣伝、販売求評会の開催及び宣伝塔の設置に要する経費	1/2以内	三重県茶業会議所

34	養蚕団体再編整備事業費補助金	養蚕農業協同組合連合会の健全な運営及び発展のため養蚕団体の再編整備を実施し、体質強化を図る。	組織整備の推進に要する経費	1/10以内	三重県養蚕販売農業協同組合連合会
35	農協中央会事業活動促進費補助金	農協中央会の事業活動を促進し、もつて農協の円滑な事業運営を図る。	1 地域農業生産組織化推進事業 (1) 地域農業再編計画の策定、推進等に要する経費 (2) 農業生産組織化のための農協指導に要する経費 2 農協経営改善濃密指導事業 農協経営改善の濃密指導に要する経費 3 地域づくり運動推進対策事業 地域づくり運動推進のための農協を指導するのに要する経費	別に定める。 別に定める。 別に定める。	三重県農業協同組合中央会
36	地域農業再編協同活動推進事業費補助金	農業協同組合の組織力等を活用して農産物需給安定、農用地利用調整等を促進し、地域農業の再編を図る。	地域農業再編総合計画等の策定及び推進に要する経費	1/10以内	農業協同組合
37	広域農協合併推進事業費補助金	広域な農協合併を推進し、県下農業協同組合の基盤と体質の強化を図る。	広域農協合併を推進するため、三重県農業協同組合中央会が行う推進事業及び指導活動に要する経費	別に定める。	三重県農業協同組合中央会
38	農業共済組合等事務費補助金	農業共済組合等が農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき行う共済事業の業務の円滑な運営を図る。	共済事業の業務を行うのに要する経費 1 農業共済組合等一般事務費 (1) 人件費 (2) 旅費 (3) 委員手当等 (4) 庁費 (5) 機械化処理費 (6) 果樹共済優良農家加入推進費 2 農業共済組合等特別事務費	1/10以内	農業共済組合市町村一部事務組合

39	農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会が農業災害補償法に基づき行う保険事業の円滑な運営を図る。	保険事業の業務を行うのに要する次の経費 1 農業共済組合連合会一般事務費 (1) 人件費 (2) 旅費交通費 (3) 委員手当等 (4) 庁費 (5) 機械化処理費 2 農業共済組合連合会特別事務費	1/10以内	農業共済組合連合会
40	農業共済団体等強化対策事業費補助金	農業共済組合連合会が行う調査指導、新種共済加入推進並びに水稻及び麦の引受適正化の各事業を拡大強化し、農業共済団体等の組織及び事業運営の強化を図る。	1 経営改善特別指導事業に要する経費 2 農業共済制度普及推進事業に要する経費 3 損害評価適正化事業に要する経費 4 水田利用再編対策等対応事業に要する経費 (1) 転作田の異動確認等引受適正化事務に要する経費 (2) 麦収量等級設定並びに適格な引受及び損害評価に要する経費	別に定める。 別に定める。 1/10以内 1/10以内	農業共済組合連合会
41	農業共済損害防止事業費補助金	事故率の低下を図り、農業共済事業の健全な発展と適正かつ効率的な運営に資するため、農作物共済及び家畜共済の共済事故による損害の防止を図る。	1 農業共済組合連合会が行う次の事業に要する経費 (1) 家畜一般損害防止事業 (2) 農業災害補償法に基づき行う家畜特定損害防止事業 2 水稻につき病虫害事故除外方式を実施する農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村若しくは一部事務組合が行う水稻病虫害防除事業に要する次の経費 (1) 農薬の購入及び散布費 (2) 病虫害防止機具の購入及び修理費	別に定める。 1/10以内	農業共済組合連合会 農業共済組合市町村一部事務組合
42	農業共済組合等組織整備推進事業費補助金	農業災害補償法を達成するため、その運営基盤である組合等の広域合併を図る。	広域合併を推進するための協議会の運営に要する経費	1/10以内	農業共済組合連合会

43	広域化組合等運営強化対策事業費補助金	農業共済組合連合会の事務処理の合理化及び事業基盤の安定確保を図る。	1 事務処理の合理化を推進するのに要する経費 2 共済目的別の引受向上対策に要する経費	1/2以内	農業共済組合連合会
44	広域合併組合等事務所設置整備事業費補助金	農業共済事業の事務処理の適正化及び効率化を図る。	広域合併組合等が事務機器等の整備を行うのに要する経費	10%以内	農業共済広域(事務)組合
45	麦共済損失補償事業費補助金	農作物共済事業の運営の適正化を図る。	農業共済組合連合会及び農業共済組合等に3か年に生じた各年度毎の不足金又は剰余金を相殺し、その額から更に1か年間(3か年の平均)の手持共済掛金の10%に相当する額を差し引いて、なお、不足を生じた場合に当該不足金を補償するのに要する経費	別に定める。	農業共済組合連合会
46	園芸施設共済借入金利子補給事業費補助金	園芸施設共済事業の円滑な運営を図る。	園芸施設共済の支払不足金借入額の借入残額に対する利子補給に要する経費	10%以内	農業共済組合連合会
47	地域米消費拡大対策事業費交付金	地域ぐるみの米消費の維持拡大と米飯学校給食の推進を図る。	1 地域住民一体となった米消費拡大の推進に要する経費 2 米飯学校給食の推進に要する経費	別に定める。	市町村
48	米穀買入対策調整事業費交付金	米穀の生産者別事前売渡申入限度数量の決定を適正かつ円滑に行うとともに、適正な集荷を図る。	事前売渡申入限度数量の生産者別配分を行うのに要する経費	別に定める。	市町村
49	他用途利用米買入調整事業費交付金	他用途利用米の適正かつ円滑な生産及び流通の確保を図る。	1 一次集荷業者及び生産者を指導するために、協議会等を開催するのに要する経費 2 一次集荷業者及び生産者の現地指導を行うのに要する経費 3 作柄の変動等による改定数量を決定するのに要する経費 4 その他、他用途利用米の適正かつ円滑な生産及び流通を確保するために要する経費	定 額	市町村

備考 補助事業の内容欄に掲げる事業の詳細については、別に定める。

三重県告示第518号

普及農産関係補助金等交付要綱を次のように定める。

昭和61年10月22日

三重県知事 田 川 亮 三

普及農産関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第1条 三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づく普及農産関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分の制限)

第2条 規則第20条第1項ただし書及び同項第2号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表2のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第3条 普及農産関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類)

第4条 普及農産関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、昭和61年度分の補助金等から適用する。

別表1

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の 交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助率	(E) 補 助 対象者
1	高位生産営農特別促進対策事業費補助金	水稻、麦、大豆等の生産性の向上及び生産組織の育成を図る。	1 市町村が行う次の事業に要する経費 (1) 先導的稲作技術改善特別事業 イ 先導的稲作技術改善モデル地区設置運営事業 ロ 先導的稲作技術改善モデル地区条件整備事業 (2) 大豆新技術体系定着化促進事業	1/2以内	市町村

			イ 大豆新技術体系定着化促進指導運営事業 ロ 大豆新技術体系定着化濃密指導は設置運営事業 ハ 大豆新技術体系定着化条件整備事業 (3) 生産組織育成特別指導事業 2 農業協同組合又は営農集団等が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 先導的稲作技術改善特別事業(先導的稲作技術改善モデル地区条件整備事業) (2) 大豆新技術体系定着化促進事業(大豆新技術体系定着化条件整備事業) 3 市町村が2の事業の推進に関し、必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	1/2以内	市町村
2	水田利用高度化推進事業費補助金	生産性の高い良質米の計画的な生産と麦、大豆等を主とする転作作物の定着化による水田の総合的な利用を促進し、土地利用型農業の育成を図る。	水田利用高度化運動を推進するため、三重県農業協同組合中央会又は三重県米麦協会が実施する水田利用高度化運動推進事業に要する経費	別に定める。	三重県農業協同組合中央会及び三重県米麦協会
3	水田利用再編対策推進事業費補助金	市町村水田利用再編計画に定められた転作定着化の方策に即した転作の実施に必要な諸対策の推進を図る。	市町村が行う次の事業に要する経費並びに農業協同組合、営農集団又は土地改良区が行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費 (1) 転作田圃地化推進事業 (2) 畑転換推進事業 (3) 転作営農集団化推進事業 (4) 転作物産地形成事業 (5) 転作田利用高度化推進事業 (6) 地域複合農業育成推進事業 (7) 協議事業	1/2以内。ただし、転作技術習得普及、転作営農濃密指導、優良転作共助会及び大豆種子、増殖は設置に係る事業については、別に定める。	市町村

4	水田利用再編推進交付金	水田利用再編対策の着実かつ的確な実施と地域の実態に即応したより効率的かつ弾力的な指導推進活動の促進を図る。	市町村が水田利用再編対策の指導推進を行うのに要する次の経費 (1) 謝金 水田利用再編対策の指導推進に要する職員以外の専門家、指導員等(以下「推進員」という。)に委嘱された者に対する謝金及び報償費 (2) 旅費 水田利用再編対策の指導推進に要する職員旅費及び推進員旅費 (3) 庁費 水田利用再編対策の指導推進に要する印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料、会議費、備品費(その合計額が5万円を限度とする。)賃金(短期(3か月以内)の雇用人の賃金に限る。)燃料費(自動車燃料に限る。)並びに測量費 (4) 委託費 水田利用再編対策の指導推進に要する事務の一部を民間団体等に委託する場合における当該委託に要する経費 (5) 助成費 農業団体、営農集団等が実施する水田利用再編対策の指導推進に係る事業等に要する経費につき市町村が助成する場合における当該助成に要する経費(当該事業等に要する経費の2分の1を限度とする。)	別に定める。	市町村
5	水田利用再編農業団体推進費補助金	水田利用再編対策の着実かつ的確な実施と地域の実態に即応したより効率的弾力的な指導推進活動の促進を図る。	三重県農業協同組合中央会又は三重県農業会議が行う水田利用再編対策の指導推進に要する次の経費 (1) 謝金 推進員に委嘱された者に対する謝金及び報償費 (2) 旅費 水田利用再編対策の指導	別に定める。	三重県農業協同組合中央会及び三重県農業会議

			推進に要する職員旅費及び推進員旅費 (3) 庁費 水田利用再編対策の指導 推進に要する印刷製本費、 通信運搬費、消耗品費、借 料及び損料、会議費、備品 費（その合計額が10万円を 限度とする。）賃金（短期 （3か月以内）の雇用人の賃 金に限る。）、燃料費（自動 車燃料に限る。）並びに測量 費		
6	転作物産 地育成事業 費補助金	水田利用再編 対策の計画的 な実施と地域 の実態に即し た転作の定着 化を促進する ための諸対策 の推進を図 る。	市町村が行う次の事業に要す る経費及び農業協同組合、営農 集団又は土地改良区が行う次の 事業につき市町村が補助するに 要する経費 (1) 転作物産地育成施設整備 事業 (2) 水田排水整備事業 (3) 共同利用施設整備事業 (4) 共同育苗施設整備事業	別に定め る。 1/2以内 1/2以内 1/2以内	市町村
7	米麦作合理 化促進事業 負担金	米麦生産の合 理化と品質の 改善を図る。	米麦の生産の合理化と品質の 改善を推進するに要する経費	別に定め る。	三重県米 麦協会
8	稲麦大豆等 特別推進指 導費補助金	主要穀物の生 産振興対策の 円滑な推進を 図る。	三重県経済農業協同組合連合 会が主要穀物の生産振興対策の 推進指導を行うのに要する経費	1/2以内	三重県経 済農業協 同組合連 合会
9	中間台地水 田営農対策 地区推進事 業費補助金	稲、麦、大豆 等の転作体系 を推進し、水 田高度利用農 業の確立を図 る。	農業協同組合又は営農集団が 地区における稲、麦、大豆等の 転作体系を推進するために行う 事業に対し、市町村が補助する に要する経費	1/2以内	市町村
10	新農業機械 銀行育成事 業補助金	農業機械の総 合的な利用条 件を整備する 新農業機械銀 行の育成を図 る。	1 現状自己診断調査に要する 経費 2 農業機械利用改善計画の作 成に要する経費 3 農業機械作業等の仲介あっ せん業務に要する経費 4 貸付用農業機械の導入に要 する経費	1/2以内 1/2以内 1年目1/5 以内 2年目1/4 以内 3年目1/5 以内 1/2以内	市町村、 農業協同 組合、及 び農業者 の組織す る団体

11	市町村農作 業安全推進 事業補助金	地域の実情に 即した総合的 な農作業の安 全対策を図 る。	農業機械による作業の安全の 推進に要する経費	1/2以内	市町村
12	市町村農業 後継者地域 実践活動推 進事業費補 助金	農業後継者の 育成確保を図 る。	市町村農業後継者地域実践活 動推進事業に要する経費	1/2以内	市町村
13	農業後継者 育成モデル 地区設置事 業費補助金	農業後継者の 就業意欲の向 上を図る。	農業後継者育成モデル地区設 置事業に要する経費	1/2以内	市町村

別表 2

(A) 名 称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分 の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2 号の規定により財産処 分の制限をする機械及 び重要な器具
高位生産営農特別促進対策事業費補助金 水田利用再編対策推進事業費補助金 転作物産地育成事業費補助金 新農業機械銀行育成事業補助金	減価償却資産の耐用 年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令 第15号。)に定められ ている耐用年数に相 当する期間	減価償却資産の耐用 年数等に関する省令 に定められている機 械及び器具

三重県告示第519号

畜産関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和61年10月22日

三重県知事 田 川 亮 三

畜産関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

畜産関係補助金等交付要綱（昭和50年三重県告示第589号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の項中

(4) 地域畜産複合育成型整備事業	1/2以内	を
(5) 附帯事務費	1/2以内	
(4) 附帯事務費	1/2以内	に改め、

同表第2号の項中

(1) 粗飼料流通促進事業	別に定める。	
(2) 肉用牛サイレージ効率利用促進事業	1/2以内	を
(3) 低コスト生産利用技術浸透促進事業	1/2以内	」
(1) 肉用牛サイレージ効率利用促進事業	1/2以内	
(2) 低コスト生産利用技術浸透促進事業	1/2以内	」

に改め、同表中第10号の項を削り、第9号の項を第10号の項とし、第3号の項から第8号の項までを1項ずつ繰り下げ、第2号の項の次に次のように加える。

3	地域畜産複合育成事業費補助金	畜産農家と耕種農家の連携により、飼料作を中心とする地域農業の複合化を促進し、畜産経営の飼料自給度の向上と農地の高度利用等を図る。	農業協同組合、営農集団等が行う次の事業について、市町村が補助するに要する経費 (1) 地域畜産複合育成型整備事業 イ 小規模飼料基盤の整備 ロ 飼料作物等生産利用機械施設の整備 ハ 家畜飼養管理用施設の整備 ニ 附帯事務費 (2) 飼料作物銀行活動助成事業 イ 飼料作物流通促進費 ロ 飼料作物集団生産技術実証費	1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 1/2以内 実証費10、アール当たり年間10,000円以内	市町村
---	----------------	--	--	--	-----

別表中第24号の項を第26号の項とし、第23号の項を削り、第22号の項を第24号の項とし、同項の次に次のように加える。

25	畜産特別資金利子補給事業補助金	畜産特別資金融通助成事業に基づき融通した経営改善の困難な畜産農家に対し、上積み利子補給を行い、経営の健全化を図る。	農業協同組合が貸付けを行った次の資金に対し、三重県畜産会が利子補給を行うのに要する経費 (1) 肉畜経営改善資金 (2) 肉用牛経営合理化資金	別に定める。	三重県畜産会
----	-----------------	---	---	--------	--------

別表中第21号の項を第22号の項とし、同項の次に次のように加える。

23	特産肉牛基盤強化対策事業費補助金	県外の子牛の生産地を調査し、県内の肉牛生産地との連繫を強化するとともに、県内肥育牛の肉質を調査し、素牛の選抜指導に役立てることにより、県内の肉牛の生産基盤の強化を図る。	三重県経済農業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費 (1) 県外子牛生産基地調査事業 (2) 県内生産牛肉質調査事業	1/2以内	三重県経済農業協同組合連合会
----	------------------	--	--	-------	----------------

別表中第20号の項を第21号の項とし、第17号の項から第19号の項までを1項ずつ繰り下げる。

別表第16号の項(C)の欄中「次の経費」を「次の経費について市町村が補助するに要する経費」に改め、同項(D)の欄中「三重県農業開発公社」を「市町村」に改め、同項を同表第17号の項とする。

別表中第15号の項を第16号の項とし、第11号の項から第14号の項までを1項ずつ繰り下げ、第10号の項の次に次のように加える。

11	酪農組織整備事業費補助金	県内酪農組織を整備統合し、酪農の安定的な発展と振興を図る。	1 組織整備推進事業 (1) 県組織整備推進事業 イ 広域化基本計画の策定 ロ 酪農組織整備推進会議の開催 (2) ブロック組織整備推進事業 イ ブロック組織化推進活動 ロ 地区組織化推進活動 2 事務機器整備事業 事務機器導入事業	1/2以内 1/2以内	三重県酪農協同組合連合会 酪農業協同組合
----	--------------	-------------------------------	--	----------------	-------------------------

別表に次のように加える。

27	食肉流通特別対策事業費補助金	四日市市食肉地方卸売市場への肉畜出荷を促進し、広域食肉流通の改善を図る。	四日市市食肉地方卸売市場集荷促進に要する経費	別に定める。	四日市市
----	----------------	--------------------------------------	------------------------	--------	------

林事務次官
依命通達)
及び地区再
編農業構造
改善(後期
対策)事業
実施要領
(昭和58年
8月1日付
58構改B第
1075号農林
水産事務次
官依命通達)
の別記の第2の2
の集団農区
総合整備事
業であつて
農村基盤総
合整備事業
実施要綱
(昭和51年
5月10日付
け51構改D
第344号農
林事務次官
依命通達)
の第5の3
に掲げる要
件に準ずる
集落におい
て実施する
事業に係る
補助率(面
積的工事と一
体的に行う
事業に係る
ものを除く。)は75
%以内とし、他の補
助事業にお
いて50%を
超える国庫
補助率を定
められている
事業にお
いてはその
率に20%を

	加えた率以 内とする。	
ハ 農業近代化施設整備事 業	50%以内	
ニ 集落環境整備事業		
(イ) 集落環境基盤整備事 業	70%以内	
(ロ) 集落環境施設整備事 業	50%以内	
ホ 特認事業	50%以内	
(2) 市町村附帯事務費	50%以内	
市町村が地区再編農業構 造改善事業の実施の指導等 に要する次の経費		
イ 事業実施指導費		
ロ 地区協議会費		
2 農村地域農業構造改善事 業費		
(1) 一般型		
イ 事業費		市町村
市町村が農村地域農業 構造改善計画に基づいて 行う次の事業に要する経 費及び農業協同組合、土 地改良区、農業委員会、 県農業開発公社、農事組 合法人等が農村地域農業 構造改善計画に基づいて 行う次の事業につき市町 村が補助するに要する経 費		
(イ) 構造改善推進事業	50%以内	
(ロ) 土地基盤整備事業	70%以内。	
	ただし、農 村地域農業 構造改善事 業実施要領 (昭和53年 6月30日付 け53構改B 第1198号農 林事務次官 依命通達) 及び農村地 域農業構造 改善(後期 対策)事業 実施要領	

(昭和58年8月1日付け58構改B第1058号農林水産事務次官依命通達)の別記第2の2集団農区総合整備事業であつて農村基盤総合整備事業実施要綱の第5の3に掲げる要件に準ずる集落において実施する事業に係る補助率(面的工事と一体的に行う事業に係るものを除く。)は75%以内とし、他の補助事業において50%を超える国庫補助率が定められている事業においてはその率に20%を加えた補助率以内とする。

- (イ) 農業近代化施設整備事業 50%以内
 (ロ) 地域環境整備事業 50%以内
 (ハ) 特認事業 50%以内。
 ただし、地区再編農業構造改善事業の集落環境基盤整備事業に該当

する場合は、70%以内とする。

- ロ 市町村附帯事務費 50%以内 市町村
 市町村が農村地域農業構造改善事業の実施の指導等に要する次の経費
 (イ) 事業実施指導費
 (ロ) 地域協議会費
 (2) 自然活用型 市町村
 イ 事業費
 市町村が農村地域農業構造改善計画に基づいて行う自然活用型の事業に要する次の経費及び農業協同組合、土地改良区、農業委員会、県農業開発公社、農事組合法人等が農村地域農業構造改善計画に基づいて行う次の自然活用型の事業につき市町村が補助するに要する経費
 (イ) 構造改善推進事業 50%以内
 (ロ) 土地基盤整備事業 70%以内。

ただし、農村地域農業構造改善事業実施要領(昭和53年6月30日付け53構改B第1198号農林事務次官依命通達)及び農村地域農業構造改善(後期対策)事業実施要領(昭和58年8月1日付け58構改B第1058号農林水産事務次官依命通達)の別記第2の2の

集団農区総合整備事業にあつて農村基盤総合整備事業実施要綱の第5の3に掲げる要件に準ずる集落において実施する事業に係る補助率（面的工事と一体的に行う事業に係るものを除く。）は75%以内とし、他の補助事業において50%を超える国庫補助率が定められている事業においてはその率に20%を加えた補助率以内とする。

- (ハ) 農業近代化施設整備事業
(ニ) 地域環境整備事業
(ホ) 特認事業

50%以内
50%以内
50%以内。
ただし、地区再編農業構造改善事業の集落環境基盤整備事業に該当する場合は、70%以内とする。

- ロ 市町村附帯事務費
市町村が行う農村地域農業構造改善事業の自然活用型の事業の実施の指導等に要する次の経費

50%以内 市町村

- (イ) 事業実施指導費
(ロ) 農村地域農業構造改善事業推進協議会費

- 3 広域農業構造改善事業費
市町村、農業協同組合連合会、一部事務組合等が広域農業構造改善計画に基づいて行う次の事業に要する経費
(1) 広域農業情報管理施設整備事業 50%以内
(2) 特定農業資材等供給施設整備事業 50%以内
(3) 広域農業機械整備施設整備事業 40%以内
(4) 広域総合営農指導拠点施設整備事業 40%以内
(5) 特認事業 50%以内

市町村、
農業協同
組合連合
会、一部
事務組合
等

- 4 補足農業構造改善事業
(1) 事業費

市町村が補足事業構造改善計画に基づいて行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、農業委員会、県農業開発公社、農事組合法人等が補足農業構造改善計画に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費

市町村

- イ 構造改善推進事業 50%以内
ロ 土地基盤整備事業 70%以内。

ただし、補足農業構造改善事業実施要領（昭和58年8月1日付け58構改B第1061号農林水産事務次官依命通達）の別記第2の2の集団農区総合整備事業であつて農村基盤総合整備事業実施要

綱第5の3に掲げる要件に準ずる集落において実施する事業に係る補助率（面的工事と一体的に行う事業に係るものを除く。）は75%以内とし、他の補助事業において50%を超える国庫補助率が定められている事業においてはその率に20%を加えた補助率以内とする。

- ハ 農業近代化施設整備事業
ニ 環境整備事業
ホ 特認事業
(2) 市町村附帯事務費
市町村が補足農業構造改善事業の実施の指導等に要する次の経費
イ 事業実施指導費
ロ 推進協議会費

50%以内
50%以内
50%以内
50%以内

市町村

23 第三期山村振興農林漁業対策事業費補助金

第三期山村振興農林漁業対策事業の推進を図る。

1 第三期山村振興農林漁業対策事業費
市町村が第三期山村振興農林漁業対策事業実施計画に基づいて行う次の事業に要する経費並びに農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、県農業開発公社及び農林漁業者等の組織する団体等が第三期山村振興農林漁業対策事業実施計画に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費

市町村

- (1) 農林漁業振興事業
イ 生産基盤整備事業
70%以内。
ただし、小規模農地造成事業については、75%以内とする。
ロ 経営近代化施設整備事業
60%以内
(2) 農林漁家就業推進事業
イ 緑地等観光利用施設整備事業
(イ) 緑地等休養資源開発利用事業
60%以内
(ロ) 観光農林漁業地区経営基盤整備事業
70%以内
(ハ) 観光農林漁業地区経営近代化施設整備事業
60%以内
ロ 農林漁家労働力活用事業
60%以内
(3) 農林漁家定住環境整備事業
イ 山村開発拠点施設整備事業
70%以内
ロ 集落環境整備事業
60%以内
ハ 生活改善施設整備事業
60%以内
ニ 健康増進施設整備事業
60%以内
ホ 山村文化等保存伝習施設整備事業
60%以内
(4) 農林漁家高齢者活動推進事業
60%以内
(5) 特認事業
60%以内
2 市町村附帯事務費
市町村が第三期山村振興農林漁業対策事業の実施指導に要する経費
50%以内

市町村

24 新農村地域定住促進対策事業計画樹立費補助金

新農村地域定住促進対策事業計画の樹立等の推進を図る。

市町村が新農村地域定住促進対策事業計画の樹立等の推進に要する経費

50%以内

市町村

25 農村地域定住促進対策事業費補助金

農村地域の定住対策整備の推進を図る。

1 農村地域定住促進対策事業費
市町村が農村地域定住促進対策事業実施計画に基づいて行う次の事業に要する経費及

市町村

び農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、森林組合、漁業協同組合等が農村地域定住促進対策事業実施計画に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費

(1) 農山漁村就業促進対策事業

イ 農林漁業所得拡大対策事業

(i) 農業所得拡大対策事業

a 生産基盤整備事業 70%以内。
ただし、小規模農地造成事業は、75%以内とする。

b 経営近代化施設整備事業 60%以内

(ii) 林業所得拡大対策事業

a 生産基盤整備事業 70%以内

b 経営近代化施設整備事業 60%以内

(iv) 漁業所得拡大対策事業

a 生産基盤整備事業 70%以内

b 経営近代化施設整備事業 60%以内

(v) 地域特産物等生産振興施設整備事業

(vi) 農林水産物処理加工施設整備事業 60%以内

ロ 農外所得拡大対策事業

(i) 農村地域工業導入関連施設等整備事業 60%以内

(ii) 農村観光育成施設整備事業

a 観光農林漁業生産基盤整備事業 70%以内

b 観光農林漁業近代化施設整備事業 60%以内

ハ 高齢者生産活動推進事業

(i) 高齢者労働力活用農林漁業施設整備事業

(ii) 高齢者就業改善施設

整備事業

(2) 地域社会環境整備事業

イ 定住環境整備事業

(i) 健康増進施設整備事業

(ii) 集落環境整備事業

(iv) 集落移転環境整備事業

ロ 地域社会再編整備事業

(3) 特認事業

2 市町村附帯事務費

市町村が農村地域定住促進対策事業の実施指導に要する経費

60%以内

60%以内

50%以内

市町村

26 新農村地域定住促進対策事業費補助金

農村地域における定住対策関係事業の整備推進を図る。

1 新農村地域定住促進対策事業費

市町村が新農村地域定住促進対策事業実施計画に基づいて行う次の事業に要する経費及び農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業者の組織する団体等が新農村地域定住促進対策事業実施計画に基づいて行う次の事業につき市町村が補助するに要する経費

(1) 定住促進活動事業

50%以内

(2) 農林漁業振興対策事業

イ 生産基盤整備事業

70%以内

ロ 経営近代化施設整備事業

60%以内

(3) 安定的就業機会確保対策事業

イ 地域農林水産物加工高度化施設等整備事業

60%以内

ロ ふるさと資源活用施設整備事業

60%以内、

ただし、基盤整備事業は、70%以内とする。

ハ 就労環境施設整備事業

60%以内

(4) 高齢者生産活動施設整備事業

60%以内

(5) 地域社会環境整備事業

イ 集落環境施設整備事業

60%以内

ロ 農村地域環境施設整備事業

60%以内

(6) 特認事業

60%以内

市町村

			2 市町村附帯事務費 市町村が新農村地域定住促進対策事業の実施指導に要する経費	50%以内	市町村
27	山村地域 若者定住 環境整備 モデル事 業費補助 金	山村地域において若者の定住に必要な施設の整備をモデル的に図る。	1 山村地域若者定住環境整備モデル事業費 市町村が山村地域若者定住環境整備モデル事業実施計画に基づいて行う次の事業に要する経費 (1) 余暇活動施設整備事業 (2) 生産活動施設整備事業 (3) 集落生活環境改善施設整備事業 2 市町村附帯事務費 市町村が山村地域若者定住環境整備モデル事業の事務に要する経費	60%以内 50%以内	市町村 市町村
28	農村総合 整備計画 作成費補 助金	農村総合整備計画の作成を行い計画的に総合整備の推進を図る。	市町村が実施する農村総合整備計画策定に要する経費	50%以内	市町村
29	農業者就 業安定化 推進事業 費補助金	農村地域において農業就業構造の改善を図る。	市町村が行う農業就業構造の改善に要する経費	50%以内	市町村

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の耕地・農村整備関係事業補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。
- 改正前の耕地関係事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限及び証拠書類の保存については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年10月22日印刷発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課